

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 17 日現在

機関番号：14301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2012～2013

課題番号：24820021

研究課題名(和文) 中華と対話するイスラームの近代的展開

研究課題名(英文) Modern developments of Islam holding dialogues with Chinese Civilization

研究代表者

中西 竜也 (Nakanishi, Tatsuya)

京都大学・白眉センター・助教

研究者番号：40636784

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000 円、(間接経費) 630,000 円

研究成果の概要(和文)：中国ムスリム(漢語を日常語とするムスリム)による、中国の諸現実との対話にもとづくイスラームの再解釈(イスラームの「中国化」)が、近代にどのように展開したかを考察した。とくに、中華民国時代の代表的な中国ムスリム学者たちが、中国の近代化や西南アジアのイスラーム改革思想にどのように応答したかを検討した。そして、そのような応答の結果、イスラームの「中国化」の近代的展開として、ムスリムと非ムスリムとの平和的關係の構築を合法化するために、イスラーム法学上の本格的な解釈努力がなされるようになったことを、発見した。

研究成果の概要(英文)：I examined the following problem: How did Chinese Muslim scholars reinterpret Islam and sinicize it through dialogues with Chinese environments in the modern era? How did those scholars respond to the modern phenomena, such as the modernization of China and the Islamic reformism of the west and south Asia? How did the way of sinicization of Islam in the modern era change compared to that in the pre-modern era? Eventually, I found the following fact: In the modern era, as a result of their response to the modern changes, Chinese Muslim scholars started the serious effort of interpretation of Islamic law in order to legitimize the peaceful relationship between Muslims and non-Muslims.

研究分野：史学

科研費の分科・細目：東洋史

キーワード：東洋史

1. 研究開始当初の背景

前近代の中国ムスリムが、イスラームを中国社会に適應させるべく繰り広げた、中国伝統思想との対話の具体的様相は、十数年ほど前から本格的な研究が開始され、堅実な知見が着実に蓄積されている。いっぽうで、近代の中国ムスリムによる中国伝統思想との対話の様相は、いまだ深く問われたことがない。彼らは、伝統の克服と近代化が推進される世相のもとで、中国伝統思想をいかに扱ったか。西南アジアから流入してきた近代的イスラーム改革思想をいかに受容し、中国伝統思想との交渉のなかで育まれた前近代の中国イスラームをいかに評価・継承したか。こうした事柄の実態は、不明のままなのである。

停滞の原因は、近代の中国ムスリムに関する先行研究が、彼らの漢語著作の表面的所説を紹介するだけで満足してしまっていることにある。当該問題の究明には、当然やはり、彼らの漢語著作と、彼らが接していたアラビア語・ペルシア語のイスラーム経典とを比較して、中国の伝統思想や西南アジアの近代的イスラーム改革思想が錯綜する彼らの思惟構造をときほぐすという、多言語原典史料によった根本研究が必須となる。

また、近代になると、中国ムスリム学者のなかには、漢語著作のみならずアラビア語著作をも手がける者がでてくるようになる。しかしそれらのアラビア語著作は、いまだ多くが民間に眠ったままでアクセスが難しく、ほとんど研究されていないのが現状である。漢語著作ですら未公刊のものが多い。今後は、フィールドワークを通じて新史料の発掘・収集につとめ、その活用をも積極的にはかっていかねばならない。

2. 研究の目的

近代の代表的な中国ムスリム学者、達浦生(1965年没)や馬良駿(1957年没)の思想史的位置を検討することにより、彼らが指導的な役割を果たしつつ属した「カディーム派」の実像に迫る。すなわち、西南アジア由来の近代的イスラーム改革思想の洗礼を受けて中国イスラームの革新を主張した「イフワーン派」にたいして、「カディーム派」は伝統的な中国イスラームを擁護したといわれる。実際、達浦生や馬良駿は、中国伝統思想との対話を継続するなど、中国イスラームの伝統に忠実であったようにみえる。しかしカディーム派の学者たちの思想史的位置づけは、従来のような伝統擁護派という単純な理解だけでは不十分だろう。彼らが西南アジアの近代的イスラーム改革思想と没交渉でなかったことや、中国の近代国家建設に何らかの形で関与していたことを考慮すれば、彼らが中国伝統思想と対話したといっても、その仕方は前近代と異なるものだったと予想される。そこで本研究では、達浦生や馬良駿を例として、そのような対話の仕方の変化・「近代化」を検討することにより、カディ-

ム派による中国イスラームの近代的展開の具体相を、その一端ではあるが明らかにする。

3. 研究の方法

達浦生や馬良駿の漢語著作を分析対象とし、イスラームと中国伝統思想の対話の近代的なあり方を探る。その際、まずは文献調査とフィールドワークを併用して、近代の中国ムスリムによく読まれていたアラビア語・ペルシア語文献を把握し、達浦生と馬良駿が接していたアラビア語・ペルシア語文献を可能な限り同定する。次に、彼らが参照したアラビア語・ペルシア語文献の内容と彼らの漢語著作とを比較し、彼らによる中国伝統思想との対話の様相を明らかにし、それを前近代の漢文イスラーム文献におけるイスラームと中国伝統思想の対話のあり方と比較する。そして、達浦生と馬良駿による、近代的イスラーム改革思想の受容がもたらした、中国イスラームの「近代化」の具体相を析出する。

4. 研究成果

中国ムスリムによる中国伝統思想との対話の仕方が前近代と近代とのあいだでどのように異なり、その背景に何があったかについて、以下のような発見があった。

(1) 達浦生『伊斯蘭六書』における「五倫」の近代的変容

前近代の中国ムスリムによって、イスラームと儒教との親和性を示すものとして援用されてきた「五倫」の教説が、達浦生の漢語著作『伊斯蘭六書』においては、「近代的」な変形をともしないながら継承されていたことが分かった。

儒教の「五倫」は、君臣、父子、夫婦、昆弟(兄弟)、朋友(友人)という五種類の間関係のあるべき様をいう。これらの関係のあり方については、クルアーンにも言及がある。ゆえに前近代の中国ムスリムたちも、イスラーム法の倫理規定の一部として人間関係のあるべき様を論じる際には、「五倫」を大いに援用し、イスラームと儒教の親和性を主張してきた。たとえば、前近代の代表的な中国ムスリム学者、劉智(1724年以降没)の『天方典礼』は、その典型である。

いっぽう、劉智の『天方典礼』を大いに参照する達浦生『伊斯蘭六書』も、同じくイスラーム法の人間関係をめぐる倫理規定として、儒教の「五倫」を援用しているが、その際には次のような大幅な変更を加えていた。

君臣関係(「君臣の責」)を人民と執政者の関係(「公民の責」)に置き換える。

「君臣の責」と「公民の責」の入れ換えは、近代中国における民主国家建設のイデオロギーに呼応した「近代的」措置と思われる。『伊斯蘭六書』は、「公民の責」について次のように述べている。「専制時代」に「上下」といえば、君主が上で臣下が下とみなされて

いたが、現在の「民主時代」には「人民」が「主人翁」で「執政者」は「公僕」とみなされる、と。

「人道」として、「五倫」とともに、ムスリムと異教徒との関係を列挙する。

『伊斯蘭六書』は、イスラーム法における人間関係の倫理規定を、「人道の十一責」という形にまとめて論じている。すなわち、「公民の責」、「夫婦の責」、「父子の責」、「兄弟の責」、「朋友の責」という、いわゆる「五倫」に相当するものに加えて、「衆庶の責」五つと「隣居の責」を挙げているのである。「衆庶の責」は、親戚、孤児、貧窮者、旅人、物乞い、奴隷にたいしてムスリムが採るべき慈愛の態度をいい、「隣居の責」は、非ムスリムをも含んだ隣人にたいしてムスリムが採るべき友好的な態度をいう。

このうち、「隣居の責」の追加は、中国における近代的国民国家建設のための、「回漢（ムスリム・非ムスリム）」融和、ないしはイスラームと中国的現実の調和を意識した、「近代的」措置と目される。加えて、のみならず、その所論じたいにも、以下のような「近代性」が存在していたことを、本研究は突き止めた。

(2) 達浦生『伊斯蘭六書』における「隣居の責」の「近代性」

「本格的」法学解釈

『伊斯蘭六書』は、イスラーム法の倫理規定「隣居の責」に、非ムスリムとの友好関係の構築が含まれることを説き、その正当性を、クルアーン第4章第36節と「隣人に三種類ある（隣居有三）」云々というハディースの再解釈から引き出すかたちで論じている。非ムスリムの扱い如何の問題は、比較的デリケートな問題であったためか、前近代の中国ムスリムによってそれほど真剣・積極的には論じられてこなかった。そのような問題を、クルアーンやハディースにもとづいて、真正面から論じる態度こそは、「近代的」であったと言える。

ところで、『伊斯蘭六書』「隣居の責」に見られたような、「回漢」融和、ないしはイスラームと中国的現実の調和に向けた、イスラーム法をめぐる「近代的」な議論は、そもそも達浦生よりも少し前に、雲南ムスリムの知識人たちによって開始されていた、と考えられる。それは、雲南ムスリム反乱(1856-1874)を契機とするものだった。雲南ムスリム反乱によって、「回漢」対立がピークに達し、少数派たる中国ムスリムは、生存の危機に瀕していたがゆえに、雲南ムスリム知識人は、従来以上に真剣・積極的に「回漢」融和に取り組むこととなったのである。彼らは、関連するイスラーム法の詳細に立ち入ったり、それと中国の現実とのあいだの具体的矛盾を言明したり、その矛盾を解消すべくクルアーン

やハディースを再解釈したりするなど、彼ら以前には見られなかった比較的高度なイスラーム法解釈、「本格的」な法学議論を展開した。

本研究では、そのような雲南ムスリム学者たちの「本格的」なイスラーム法解釈を、達浦生の「近代的」な法学議論の先駆・背景と目し、次のような諸事例を発掘した。

そのような事例として、まず、馬徳新(1874年没)のアラビア語著作『希求者(Mushāq)』のそれが挙げられる。馬徳新は、「離縁(talāq)」をめぐるイスラーム法と当時の中国法「大清律例」とのあいだの矛盾を解消すべく、イスラーム法の詳細を点検し、中国法との矛盾点を明確化した。すなわち、いずれの法にも抵触しない抜け道を明らかにすることで、両者の矛盾を解決しようとしたのである。

また、馬徳新の弟子、馬聯元(1903年没)は、サドルッシャリーアII世(ʿUbaydullāh Ṣadr al-Sharīʿa al-Thānī)のアラビア語法学書『《護り》注釈(Sharḥ al-Wiqāya)』にアラビア語で注釈した自著『説明(Tawdh)』のなかで、異教徒にたいする「聖戦(jihād)」の発動の条件を詳細に探求、厳密に限定し、中国ムスリムが「聖戦」を回避することの合法性を確立しようとした。このほか、馬聯元のアラビア語著作『ムスリム綱要(Muhimmāt al-muslimīn)』では、ムスリムと非ムスリムの交流の合法性が論じられ、加えて彼の別のアラビア語著作『信仰の分析(Tafṣīl al-īmān)』では、非ムスリムの殺害や非ムスリムの財産を奪取することの非合法性が論じられた。

さらに、馬聯元の子、馬安義(1943年没)は、そのアラビア語著作『信仰の確定(Tahqīq al-īmān)』において、非ムスリムの殺害やその財産の奪取を非合法とする父の所論を精緻化した。その過程では、ムスリムが中国において非ムスリムの支配者に服従することや利子を取ることに合法性も論じられた(次のように論じられた:中国は「戦争の家(Dar al-harb)」である;ムスリムは「戦争の家」の領域内において安全保障を得るかわりにその地の人々に「背信(ghadr)」してはならない;イスラーム法の禁じる契約であっても「戦争の家」の領域内で同地の人々と「同意(ridā)」のもとであれば結べる;「戦争の家」中国における非ムスリムの殺害やその財産の奪取は、「同意」のない「背信」行為であるがゆえに、禁止される)。

以上のような、雲南における「回漢」融和をめぐる法学的議論の隆盛は、達浦生の「人道」論の先駆として位置づけられる。すなわち、彼が、イスラーム法の人間関係の倫理規定を論じる際に、中国ムスリムの「伝統」にのっとり「五倫」を援用するのみならず、「隣居の責」をめぐる「本格的」ないし「近代的」な法学議論を追加・展開した背景として、雲南ムスリム学者の影響を十分に想定す

ることができるのである。

ただ、達浦生の「人道」をめぐる議論が、「近代性」を帯びるにいたった原因は、それだけではない。すなわち、西南アジアにおけるイスラーム改革主義の影響も想定しなければならない。

西南アジアにおけるイスラーム改革主義の影響

『伊斯蘭六書』が、クルアーン第4章第36節と「隣人に三種類ある（隣居有三）」云々というハディースを根拠として、「隣居の責」に、非ムスリムとの友好関係の構築が含まれることを論じていることは、先にも述べた。本研究では、このようなイスラーム法解釈の直接の典拠を、アールूसィー（Shihāb al-Dīn al-Ālūsī, 1854年没）のアラビア語クルアーン注釈書『諸々の意味の靈魂（*Rūh al-ma'ānī*）』に同定した。それは、まさしくクルアーン第4章第36節の注釈において、「隣人に三種類ある」云々のハディースを引用し、親切にすべき隣人の中には、非ムスリムも含まれると論じているからである。

そしてこの同定から、本研究は、次のような結論を得た。アールूसィーは、バグダードで活躍し、近代のイスラーム改革主義勢力、ハリディーヤ派（ムジャッディディーヤ派の支派）に属した人物であった。『伊斯蘭六書』の「隣居の責」をめぐる法学議論が、その所説を直接の典拠としていたということは、達浦生が「五倫」を「人道の十一責」に拡充した背景に、雲南のムスリム学者たちのみならず、近代西南アジアのイスラーム改革主義の著作からも刺激があったということになる。その意味でも、彼の「人道」論は「近代的」だったのである。

なお、本研究では、『諸々の意味の靈魂』以外で、達浦生が参照していた可能性のあるクルアーン注釈書に、「隣居の責」をめぐる彼の議論の直接の典拠と言えるようなものが見当たらないことについても確認した。

まず、前近代以来、中国ムスリムのあいだに流布していた、バイダーウィー（Baydawī）のアラビア語クルアーン注釈書『啓示の諸光と解釈の諸神秘（*Anwār al-tanzīl wa asrār al-ta'wīl*）』は、クルアーン第4章第36節の注釈において、「隣人に三種類ある」云々のハディースを引用している。しかしそこでは、非ムスリムとの友好関係構築が積極的に主張されているわけではない。

実際、劉智も、おそらくはバイダーウィーのクルアーン注釈を参照した結果と思われるが、『天方至聖実録』に、問題のハディースを引用しているものの、そこからは次のような解釈を引きだしているのである。すなわち、ムスリムの隣人と非ムスリムの隣人とでは、隣人にたいする責任といっても重みが違う、と。

また、19世紀以降に中国ムスリムのあいだで流布していたと見られる、ブルセヴィー

（Ismā'īl Haqqī Bursawī, 1728年没）のアラビア語クルアーン注釈書『明証の靈魂（*Rūh al-Bayān*）』も、クルアーン第4章第36節をめぐっては、バイダーウィーと同じく、「隣人に三種類ある」云々のハディースを引用しながらも、非ムスリムとの友好関係構築を積極的には主張していない。

また、カーシフィー（Husayn Wā'iz Kāshifī, 1504年没）のペルシア語クルアーン注釈書『高貴な贈り物（*Mawāhib-i 'āliyya*）』では、クルアーン第4章第36節の注釈において、非ムスリムへの親切が積極的に主張されているものの、例のハディースは引用されていない。

さらに、アールूसィーがよく参照していたといわれ、近代の中国ムスリムのあいだでも参照されていた、ラーズィー（Fakhr al-Dīn Rāzī, 1209年没）のクルアーン注釈書『不可視界の鍵（*Mafātih al-ghayb*）』は、クルアーン第4章第36節の注釈において、例のハディースの引用もなければ、親切にすべき隣人に非ムスリムを含めてもいない。

以上より、本研究では、バイダーウィー、ブルセヴィー、カーシフィー、ラーズィーそれぞれのクルアーン注釈書は、いずれも中国ムスリムのあいだに流布していたものの、『伊斯蘭六書』の「隣居の責」の直接の典拠ではなかったと結論づけた。

加えて、本研究では、次のような興味深い点も確認している。

ムハンマド・サナーウッラー（Muhammad Thanā' Allah, 1810年没）の『マズハリーのクルアーン注釈（*Tafsīr al-Maḥarī*）』では、クルアーン第4章第36節の注釈において、「隣人に三種類ある」云々のハディースが引用され、しかも非ムスリムとの友好関係構築が明確に主張されている。そして、ムハンマド・サナーウッラーは、南アジアで活躍した人物であったが、彼もまた、アールूसィーと同じく、ムジャッディディーヤ派に属していた。このことは、クルアーン第4章第36節に、「隣人に三種類ある」云々のハディースを絡めて、ムスリムは非ムスリムの隣人に親切な友好的態度を採るべきであると論じることが、ムジャッディディーヤ派に特徴的な解釈であった可能性を示唆する。祖師スィルヒンディー（Ahmad Sirhindī, 1624年没）こそ、異教徒への寛容に批判的であったものの、ムジャッディディーヤ派は、ヒンドゥー教徒が多数派を占める南アジアという環境で育まれた結果、18・19世紀には、非ムスリムとの共生の思想を獲得するに至っていたのかもしれない。

(3)馬良駿について

馬良駿の漢語著作については、イスラームと中国伝統思想の対話の「近代的」あり方を特に見いだすことはできなかったが、馬聯元や馬安義との比較で、次のような知見が得られた。

先に言及した、馬聯元の『ムスリム綱要』、『信仰の分析』、馬安義の『信仰の確定』は、いずれも、原作者不詳のペルシア語によるイスラーム初等啓蒙書『ムスリム綱要 (Muhimmāt al-muslimīn)』をアレンジして書かれたものである。そして、もともとの『ムスリム綱要』には、ムスリムと非ムスリムの交流の合法性や、非ムスリムの殺害および非ムスリムの財産を奪取することの非合法性について言及はないが、馬聯元の『ムスリム綱要』、『信仰の分析』、馬安義の『信仰の確定』では、それらの議論がわざわざ増補されている。ここに、馬聯元や馬安義による「回漢」融和への積極的姿勢を明白に読みとることができる。

いっぽう、馬良駿のアラビア語・漢語の入り混じった著作『清真最要志』(1928年初刊)も、作者不明の『ムスリム綱要』(直接的にはその漢訳である馬伯良『教款捷要』)を下敷きにしたものであった。しかし『清真最要志』には、ムスリムと非ムスリムの交流の合法性や、非ムスリムの殺害および非ムスリムの財産を奪取することの非合法性について、とくに言及はない。このことは、馬良駿の活動した新疆においては、中国内地に比べて「回漢」融和への関心が相対的に低かったことを示唆するかもしれない。また逆にそれは、馬聯元や馬安義、さらには達浦生による、ムスリムと非ムスリムの共生をめぐるイスラーム法解釈の積極性を際立たせるだろう。

(4)成果の位置づけと今後の展望

以上述べてきたように、本研究では、近代中国ムスリムの伝統擁護派と認識されてきた「カディーム派」の達浦生が、たしかにイスラームと中国伝統思想の調和という前近代以来の「伝統的」営為を継承しながらも、「回漢」融和をめぐる「本格的」な法学解釈を展開するという「近代的」側面をも有していたことを発見した。加えて、その背景として、雲南ムスリム反乱後の雲南ムスリム学者たちによる新たな法学的議論や、西南アジアのイスラーム改革主義が影響していたことも突き止めた。

このように、中国イスラームの「近代的」展開の具体相を、イスラーム世界全体の思想的潮流と関連づけて理解することは、これまで十分になされてこなかったことであり、本研究の成果として強調しておきたい。

また、中国ムスリムが、雲南ムスリム反乱以降に「回漢」融和をめぐるイスラーム法の再解釈に「本格的」に取り組むようになったという指摘も、本研究の創見として強調しておきたい。

そして、この知見にもとづく展望として、最後に次のことを指摘しておきたい。すなわち、中国ムスリムによるイスラーム法と中国的現実の矛盾解消をめぐる法的解釈努力が、中華民国時代以降どのように展開されたか

を解明することは、今後の重要な課題となるであろう。西南アジアにおけるイスラーム法学者たちの、近代化や世俗化にたいする知的応答が重要な問題としてしばしば議論されることからすれば、中国ムスリムにもこの種の議論は必要だろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 2 件)

1. 中西童也、「ルーフ(霊)は「性」か「気」か? 中国ムスリムの訳語選択とその歴史的背景」、人文科学研究所・研究班「古典解釈の東アジア的展開 宗教文献を中心課題として」、2013年12月21日、京都大学人文科学研究所。

2. Nakanishi, Tatsuya, “Sainthood and Numinous Texts: Why did Chinese Qadiri Sufis Preferably Use Taoist Words?” Second CNRS-KIAS/SIAS Joint Seminar (Second French-Japanese Seminar): Saint Cults, Mausoleums and Sufi Lineages, 22 November 2013, CNRS, Paris.

〔図書〕(計 1 件)

1. 中西童也、京都大学学術出版会、『中華と対話するイスラーム 17-19世紀中国ムスリムの思想的営為』、2013年、xix+426頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等 なし

6. 研究組織
(1)研究代表者

中西 竜也 (NAKANISHI, Tatsuya)
京都大学・白眉センター・特定助教
研究者番号：40636784

(2)研究分担者
なし

(3)連携研究者
なし